

第1回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和4年4月8日（金）18：30～18：40

場所：第三応接室

○築田危機管理局次長

ただいまから、第1回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、農林水産部から高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について御報告いたします。

○赤平農林水産部長

お手元の対策本部会議資料に基づき、本県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について報告いたします。

まず、1の発生農場の概要です。所在地は上北郡横浜町、飼養羽数は約17万羽規模の農場です。用途は肉用鶏（ブロイラー）で、畜舎数は18棟、飼養形態はセミインドレス平飼いとなっております。

2の経緯です。農場から県むつ家畜保健衛生所に対して、昨日4月7日20時04分に死亡家きんが増加しているとの通報がありました。これを受け、むつ家畜保健衛生所が立ち入りし、簡易のウイルス検査を実施したところ、検査羽数13羽中、9羽の陽性が確認されたため、その検体を青森家畜保健衛生所において遺伝子検査を実施したところ、13羽中10羽でPCR検査の陽性を15時に確認し、国に報告いたしました。国では、県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、本日18時に高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定いたしました。同時に、知事から自衛隊に対しまして、災害派遣を要請しております。

3の防疫対応について、発生農場の措置です。第1班として本庁農林水産部職員78人を動員し、本日速やかに殺処分を開始します。今後、殺処分及び埋却については7日間以上を要する見込みとなっております。

次に、周辺農場の防疫措置のうち、移動制限については、発生農場を中心としまして半径3キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止します。

めくっていただきまして、搬出制限については、発生農場を中心として半径10キロメートル以内の区域を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止します。なお、搬出制限区域内では、家きん等の移動は可能となっております。

参考の表にありますように、移動制限区域には6農場、搬出制限区域には3農場あります。飼養可能羽数としておりますのは、生産能力の最大規模となっております。実際の羽数はこれを下回る場合があります。

消毒ポイントの設定については、発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺半径3キロメートル及び10キロメートル地点付近に、別紙のとおり4か所に消毒ポイントを設置しますが、このうち、現地の緊急消毒ポイントは設置済みで、②の地点については先ほど設置済み、①と③の地点については、まもなく設置できる段階でございます。

調査・検査につきましては、国と県が協力して速やかに調査・検査を行います。疫学調査として発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には、早急に調査を実施します。

発生状況確認検査として、24時間以内に半径3キロメートル以内にある100羽以上を飼育する農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施します。

最後に、4の情報提供についてです。まず、注意喚起として、生産者に対して本事案を踏まえ注意喚起いたしますとともに、市町村、関係団体等へ情報提供を随時実施します。また、県民に対しては、死亡した野鳥に接触しないよう注意をお願いします。

風評被害の防止に向けては、感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、

我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRします。

相談窓口の設置としまして、家畜・畜産物関係は本庁及び地域県民局の畜産課、人の健康関係につきましては、保健衛生課、各保健所、野鳥関係は自然保護課に窓口を設けます。

また、定時の記者会見を、当面の間、毎日15時から県庁北棟2階A会議室において開催いたします。説明は以上です。

○築田危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本県では昨年12月以来、シーズンとしては2例目となる、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

本病は、初動対応が重要となりますので、以下の5点について、的確に対応するよう指示します。

一点目、徹底した防疫措置を迅速に進め、ウイルスを封じ込めること。

二点目、現場の状況をしっかりと把握して、県民に正確な情報を迅速に伝えること。

三点目、関係部局が緊密に連携し、全庁挙げて対応すること。

四点目、家さんの飼養者に対して、発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底を改めて指導すること。

五点目、飼養規模が大きく、防疫対応が長期に及びと予想されることから、コロナ禍であることも踏まえ、感染防止対策の徹底と職員等作業員の安全確保に最大限留意すること。

以上、対応に万全を期してください。よろしく申し上げます。

続いて、県民の皆様方にメッセージをお伝えしたいと思います。

本県では昨年12月以来、今シーズンとしては2例目となる、高病原性鳥インフルエンザが横浜町内農場で発生しました。

今後、徹底した防疫措置を迅速に進めるとともに、感染拡大防止に万全を尽くしていきます。

また、自衛隊への災害派遣を要請したところです。

発生農場は、肉用鶏を生産しており、感染のおそれのある鶏肉は市場に流通していません。また、我が国では、これまで家さんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様におかれましては、これまでどおり、県産の鶏肉、卵の御愛用をよろしくお願いいたします。

なお、家さんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思っております。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了します。ありがとうございました。